

社会福祉法人米丸わかたけ保育園

評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第一条 この規程は、社会福祉法人米丸わかたけ保育園（以下「法人」という。）定款第八条、定款第二一条に基づく評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第二条 この規程において、次の各号掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第二章による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第四章による理事及び監事をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第三条 定款第八条及び第二一条に定めるところにより、評議員及び役員の報酬は無報酬とする。

(費用の弁償)

第四条 法人は、評議員及び役員等が、第三条によるその職務を行うために要する費用を弁償する。

- 2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については近接地外の旅行に関するものを対象とし、米丸わかたけ保育園旅費規則に基づき算出されるものとする。
- 3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。
ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(改廃)

第五条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第五条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定めるものとする。

附則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

社会福祉法人 米丸わかたけ保育園 役員名簿

役 職	氏 名	住 所
理事長	朝倉 忍	石川県金沢市
理 事	福島 鎮	石川県金沢市
理 事	朝倉由紀江	石川県金沢市
理 事	新村 誠一	石川県金沢市
理 事	土田 清三	石川県金沢市
理 事	川元 栄樹	石川県金沢市
監 事	高野 博	石川県金沢市
監 事	中川 陽順	石川県白山市
評議員	久保 悟	石川県金沢市
評議員	新川 美和	石川県金沢市
評議員	朝倉 秀昭	石川県金沢市
評議員	高田 憲一	石川県金沢市

* 個人情報保護の為、具体的な住所は省略してあります。

定款 第一五条第3項に定める業務執行代理人 土田 清三

就 任 期 間

理 事 平成 29 年 6 月 28 日～平成 31 年 6 月 27 日

監 事 平成 29 年 6 月 28 日～平成 31 年 6 月 27 日

評議員 平成 29 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日